

国立大学法人のガバナンスに関する報告書(令和2年度)

作成日 2021/2/26

最終更新日 2021/2/26

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021/2/26
国立大学法人名		旭川医科大学
法人の長の氏名		吉田 晃敏
問い合わせ先		総務部総務課総務係 (TEL 0166-68-2115、E-mail sho-shomu@asahikawa-med.ac.jp)
URL		http://www.asahikawa-med.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認の方法】 国立大学法人ガバナンス・コードのすべての項目の適合状況について説明を行い、内容を確認いただきました。</p> <p>【経営協議会からの主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思決定に関わる組織等の責務をより明確化し、相互牽制の体制を確立することについても記載した方が良いのではないかと考えられます。(基本原則2関連) ・大学が行っている地域貢献について、もっとアピールする必要があると思われれます。(基本原則4 関連) <p>【意見への対応】 ご意見を踏まえ、更なるガバナンスの強化を目指すための検討・改善を進めていくこととします。</p>
監事による確認		<p>【確認の方法】 国立大学法人ガバナンス・コードのすべての項目の適合状況について説明を行い、内容を確認いただきました。</p> <p>【監事からの主な意見】 国立大学法人ガバナンス・コードの各原則について、概ね適合しているものと認めます。現時点で未実施となっている項目のうち、以下の項目については、早急に検討すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各理事職における具体的な達成目標、適切な評価と処遇 (原則2-1-3関連) ・経営協議会の学外委員の選考方針の明文化及び公表 (原則3-1-1関連) ・大学運営会議及び学長選考会議への監事の出席 (原則3-4-3関連) <p>【意見への対応】 上記の点を含め、現時点で十分に実施されていない項目については今後実施に向けて検討していく予定です。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由		<p>【補充原則 1-3⑥ 経営及び教学運営に係る権限と責任の体制、総合的な人事方針、中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等の公表】 補充原則に定める「総合的な人事方針の公表」のうち「女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画」「次世代育成支援のための行動計画」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」は公表していますが、「人員管理に関する基本方針及び人員配置計画」については公表できていないので、今後、見直しや公表について検討していく予定です。</p> <p>【補充原則 1-4②】 積極的に若手教員を副学長や学長補佐等に登用するなど、次代の経営人材を育成していますが、補充原則に定める「法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針」については策定しておらず、今後、検討していく予定です。</p> <p>【原則2-1-3 ビジョン実現のための執行体制の整備】 学内外から学長を補佐する人材を選任・配置していますが、原則に定める「各補佐人材の責任・権限等の明確化と公表」をしておりませんので、今後、検討していく予定です。</p> <p>【補充原則2-1-3①】 理事として適切な人材を選任していますが、補充原則に定める「理事の責任・権限等の明確化」をしておらず、「理事の具体的な達成目標と、適切な評価と処遇」も与えていないため、今後、検討していく予定です。</p> <p>【補充原則2-1-3②】 学長を補佐するための人材をそれぞれの分野に求められる知識、経験、能力等に基づいて任命していますが、補充原則に定める「各補佐職の具体的な達成目標と、適切な評価と処遇」を与えていないため、今後、検討していく予定です。</p> <p>【原則2-3-2 多様な人材の登用・確保】 多様な人材の活用によって本法人の経営力を強化していく観点から、経営層に外部の人材を登用しその状況は公表していますが、原則に定める「学外に求める人材の要件の明確化」を行っていないため、今後、検討していく予定です。</p> <p>【補充原則3-1-1①】 業種や所属組織などのバランスを考慮して多様な視点から助言できる者を経営協議会の学外委員として選出していますが、補充原則に定める「その委員の選考方針」については公表していないため、今後、当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫についての公表と合わせて検討していく予定です。</p> <p>【原則3-3-4 経営力を発揮できる体制の検討】 学長選考会議において、原則に定める「大学総括理事の設置の可否」について検討していないため、今後、検討していく予定です。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>第3期中期目標において、地域医療を担う人材育成という大学設置の原点を踏まえ、更なる教育・研究・医療等の発展、意欲ある医療人の育成、社会貢献等を果たすため、以下の基本的な目標を定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルな視点を持ち国際社会でも活躍できる医療人の養成 ・基礎研究を臨床応用・実用化につなげイノベーション創出を果たすための研究環境整備と研究成果の社会還元 ・他機関との産学官連携や医療機能連携の推進・強化 ・外国人の受入れや国外への情報発信の推進 ・高度急性期医療と先進医療の両立 ・多職種協働による質の高い医療提供体制の構築 <p>これらに基づいて中期計画を策定し、この中期計画を基に各事業年度の業務実施計画（年度計画）を策定し業務を行っている。各計画の策定に当たっては、教育プログラム評価委員会における外部委員からの意見聴取、卒業時の学生アンケートの実施、外部識者を含む有識者委員会委員からの意見聴取など、本学におけるステークホルダーや経営協議会を代表とする外部委員の意見など、社会からの要請を踏まえ策定し、大学ホームページにおいて、中期目標・中期計画及び年度計画を公表しています。</p> <p><u>中期目標・中期計画及び年度計画</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_hyoka</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>法人の基本的な目標に沿った「高次脳機能に関する研究」において、国内外を問わず他機関との共同研究を積極的に推進するとともに、教育研究推進センター及び臨床研究支援センターが連携し、研究支援体制の強化を図るなど、計画的に取り組んでいます。</p> <p><u>中期目標・中期計画及び年度計画</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_hyoka</p>
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>各組織の審議事項等を規定した規則、本学のガバナンス体制、学長をはじめとする法人経営を担う役員等の氏名・担当分野等を本学ホームページ上で公表しています。</p> <p><u>旭川医科大学規程集（組織及び運営）</u> URL: http://www.asahikawamed.ac.jp/bureau/kitei/reiki_taikei/r_taikei_01.html</p> <p><u>旭川医科大学歴代学長・役職員等</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+outline#03</p>
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		<p>補充原則に定める「総合的な人事方針の公表」のうち、「女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画」「次世代育成支援のための行動計画」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」は公表していますが、「人員管理に関する基本方針及び人員配置計画」については公表できていないので、今後、見直しや公表について検討していく予定です。</p> <p><u>旭川医科大学行動計画等</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_sosiki</p>

<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>中期計画において、外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標、経費の抑制に関する目標、資産の運用管理の改善に関する目標を掲げ、中期計画期間中の収支計画・資金計画を定めています。</p> <p><u>中期目標・中期計画及び年度計画</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_hyoka</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>教育研究の費用及び成果等について、財務諸表は、本学の運営状況及び財政状態を適切に反映したものでありますが、大学経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報について分かりやすく公表するため、財務報告書を作成して公表しています。</p> <p>研究活動の成果については、研究者総覧において公表しているほか、特に産学連携による研究活動のコストの見える化のため、国立大学附属病院長会議が策定した「企業等からの資金提供状況の公表に関するガイドライン」に従い、旭川医科大学病院における企業等からの資金提供状況を毎年ホームページで公表しています。</p> <p>旭川医科大学基金については、毎年度活動報告書を作成し、ステークホルダーへの情報提供をしています。</p> <p><u>財務報告書</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/public/zaimu/zaimuhokoku2020.pdf</p> <p><u>研究者総覧</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+ken_soran</p> <p><u>企業等からの資金提供状況</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index_h.php?f=hospital+guide+funding_h</p> <p><u>旭川医科大学基金</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+funds</p>
<p>補充原則 1 - 4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>積極的に若手教員を副学長や学長補佐等に登用しているほか、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための研修会等に参加させているが、「法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針」については策定されておらず、今後策定について検討していきます。</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>大学機能強化を図り、ガバナンス体制の点検・見直しの一環として、理事・副学長・学長補佐・学長アドバイザーを置き、それぞれの分野に求められる知識、経験、能力等に基づき適材適所に配置しています。役職員の体制はホームページ、概要(冊子)で公表しています。</p> <p>各補佐人材の責任・権限等の明確化と公表については、今後検討していきます。</p> <p>URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+index#03</p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>役員会は本学の重要事項について、適切な頻度で迅速な審議を行っており、議事録は公表しています。</p> <p><u>会議報告</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_sosiki_yakuin</p>

<p>原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況</p>		<p>多様な人材の活用によって本法人の経営力を強化していく観点から、財務担当と未来技術担当の学外理事2名を置いている他、学長特別補佐4名、学長アドバイザー4名を置き、それぞれの分野に求められる知識、経験、能力等に基づいて任命しています。 学外に求める人材の要件にかかる公表については、今後検討していきます。</p> <p><u>旭川医科大学歴代学長・役職員等</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+outline#03</p>
<p>補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る 選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫</p>		<p>業種や所属組織などのバランスを考慮して多様な視点から助言できる者を学外委員として選出しています。その幅広い経験と実績から適切な助言を得られるよう、適切な議題の設定を行い、審議を活性化させるための運営方法を工夫しています。 今後、委員の選考方針を明文化し公表することを検討していきます。</p> <p><u>国立大学法人旭川医科大学経営協議会規程</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000002.html</p>
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由</p>		<p>学長候補者の選考は、国立大学法人旭川医科大学学長選考会議が定める以下の基準により行っており、推薦資格者が推薦する学長候補者にふさわしいと思料される者のうち、10名以上から推薦を得た者について、経歴、業績等を調査し、候補者が複数の場合には、投票により意向聴取を実施して選考することとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有し、公平かつ公正な視点に立って、リーダーシップを発揮することができる人 ・ 本学の教育理念及び目標を踏まえつつ、本学のミッションを実現するためのビジョンを持ち、その達成に向け着実に実行することができる人 ・ 教育、研究及び医療における創意を引き出し、これらの高度化や地域貢献及び国際貢献など本学の個性と特色を発揮し、本学の存在意義を高めることができる人 ・ 大学に期待される社会的役割を踏まえつつ、本学の管理運営及び経営の責任者として諸課題に的確に対処できる人 <p><u>国立大学法人旭川医科大学学長選考規程</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000421.html</p>
<p>補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無</p>		<p>国立大学法人旭川医科大学学長選考規程により、学長の任期は4年とし、再任を妨げないと定められており、再任は可能で、上限はありません。</p> <p><u>国立大学法人旭川医科大学学長選考規程</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000421.html</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出る ための手続き</p>		<p>国立大学法人旭川医科大学学長解任規程により、解任の請求は、以下の場合に行うことができると定められております。学長の解任の審査は、国立大学法人旭川医科大学学長選考会議が行うと定められており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人旭川医科大学経営協議会又は国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会の構成員の3分の2以上の請求があったとき ・ 国立大学法人旭川医科大学学長選考規程第9条第2項に規定する意向聴取対象者（学長及び理事、専任の教員、事務局長、事務局の部長、課長及び課長補佐、学長政策推進室の室長及び室長補佐、監査室の室長及び室長補佐、中央診療施設等の技師長及び副技師長、副薬剤部長、看護部長及び副看護部長、栄養士長、技術専門員）の過半数の請求があったとき <p><u>国立大学法人旭川医科大学学長解任規程</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG000000422.html</p>

<p>補充原則 3 - 3 - 3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>国立大学法人旭川医科大学学長の業務執行状況の確認に関する細則により、業務執行状況の確認は、学長の就任の日から2年目、4年目及び学長選考会議が必要と認める場合は随時行い、学長選考会議が業務執行状況の確認を実施したときは、その結果を公表しています。</p> <p><u>国立大学法人旭川医科大学学長の業務執行状況の確認に関する細則</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000710.html</p>
<p>原則 3 - 3 - 4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>本法人は、大学総括理事を置いていません。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>「旭川医科大学業務方法書」第2条において、内部統制に関する基本事項として「本学は、役員職務の執行が法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めるものとする。」と定め実施しているとともに、当該内部統制システムが有効に機能していること等を監事及び監査室において、毎年、業務監査や内部監査の実施を通じて確認し、適宜見直しを図っています。</p> <p>経営状況の公表については、財務諸表をわかりやすく説明した「財務報告書」を作成して公表しています。</p> <p><u>国立大学法人旭川医科大学業務方法書</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000669.html</p> <p><u>財務報告書</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/public/zaimu/zaimuhokoku2020.pdf</p>
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>本学ホームページ「広報・情報公開」において、独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報として、「組織に関する情報」「中期目標・中期計画、年度計画」「財務情報」「調達・契約について」、学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報として「教育に関する情報」、経営状況の公表については、財務諸表をわかりやすく説明した「財務報告書」を、ひとつのページからアクセスできるようにまとめて公開しています。</p> <p>社会貢献活動については、高度専門職業人の育成や地域の生涯学習ニーズに応えるため、公開講座・派遣講座について、開催状況、申込案内及びQ&A等を公表しています。</p> <p><u>広報・情報公開</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+koukai</p> <p><u>公開講座・派遣講座</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=cooperation+public_dispatch</p>

<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>本学ホームページにおける公表にあたって、適切な対象についての取り組みとしては、訪問者メニューとして「受験生」「地域・一般」「企業・研究者」「在学生・卒業生」を区分しています。また、学生、保護者に対しては、学内における学生を対象とした行事や活動について広報誌「かぐらおか」を年4回程度発行し、ホームページ掲載や、保護者へ発送するなどしています。</p> <p>また、ホームページの管理については、「旭川医科大学ホームページの管理及び運用に関する要項」に基づき、広報企画委員会が管理・運用しています。</p> <p><u>広報誌・刊行物</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+index#03</p> <p><u>旭川医科大学ホームページの管理及び運用に関する要項</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000704.html</p>
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>学生が身につけることができる能力としては、3つのポリシーに基づいて「医学科2015カリキュラムにおけるコンピテンシー」を作成し、ホームページへの掲載やシラバスに掲載するなどして公開しています。また、看護学科については、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」及び「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」を指針として作成しており、その旨は「学生生活のしおり」で学生に周知しています。</p> <p>2年に1度、学部学生に対し「学生の学習・生活実態調査」を実施し、その結果についてホームページを通して社会に公表しています。</p> <p>学生の進路状況については、「かぐらおか」に概要を掲載し、学生の保護者等に報せるとともに、「かぐらおか」をホームページに掲載しています。</p> <p><u>医学科2015カリキュラムにおけるコンピテンシー</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/public/gakusei/2015i_competency.pdf</p> <p><u>学生の学習・生活実態調査</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=campus+finishing</p> <p><u>広報誌・刊行物</u> URL: http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+index#03</p>
<p>法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+outline http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+koukai</p> <p>■学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報 http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_kyoiku</p> <p>■教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報 http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_kyoiku</p> <p>■公文書等の管理に関する法律第13条第2項に規定する情報 http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+joho_kojin</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=guide+byoincho</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=public+k_sonota</p>